

徳島県選挙管理委員会告示第十二号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和七年二月十四日から施行する。

令和七年二月二十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

二の表75の項中「神山町養護老人ホーム」を「神山町養護老人ホーム寿泉園」とし、同表77の項中「那賀郡那賀町鮎川字蛭子50-1」を「那賀郡那賀町延野字大原40番地1」に改める。